山梨県商工業振興資金融資制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県内商工業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図ることを目的とする。

（資金の種類及び目的）

第２条　資金の種類及び目的は、別表１に定めるとおりとする。

（県資金の貸付及び預託等）

第３条　県は、この要綱に基づき予算の範囲内において、山梨県信用保証協会（以下「協会」という。）に資金を貸し付けるものとし、その貸付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）に規定するもののほか、この要綱、山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金及び預託金取扱要領及び山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく短期貸付方式による貸付金及び預託金取扱要領の定めるところによる。

２　協会は、前項に規定する貸付金を別表１に指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

（融資対象）

第４条　資金の融資対象は、県内において１年以上事業所を有し、かつ、引き続き現在の事業を営む中小企業者及び中小企業等協同組合法並びに中小企業団体の組織に関する法律等に基づき設置された組合（以下「組合」という。）で中小企業信用保険法（昭和 25 年法律 264 号、以下「法」という。）に規定する特定事業を行うものであって、別表１に定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、事業活性化支援資金（事業承継支援融資及び企業立地促進融資に限る）については別表１に定めるものを融資対象とする。

３　別表１の事業活性化支援資金（起業家支援融資及び新分野進出支援融資（融資対象欄に規定する５の要件に係るものに限る。））、経営安定資金（経済変動対策融資のうち不況業種対策関係、経済危機・災害復旧関係及び東日本大震災復興関係に限る。）及び環境等対策資金（環境対策融資のうち産業廃棄物処理対策関係に限る。）については、事業実績が１年以上であることを要しないものとする。

４　次の各号の一に該当するものは対象とすることはできない。

ア　風俗営業（社会的に批判を受けるおそれのあるもの。）、公序良俗に反する行為又は違法行為を行っているもの。

イ　許可等を要する業種でこれを受けないで営業しているもの。

ウ　金融機関から取引停止処分を受けているもの。

エ　協会において、現在代位弁済を受けているもの。

オ　借入金の返済に充てるために融資を受けようとするもの。ただし、この制度要綱に基づき既に受けている借入金（以下、「既往融資」という。）を含む借換を行う場合を除く。

カ　その他知事が適当でないと認めたもの。

（融資条件）

第５条　資金の融資条件は、別表１及び各資金の取扱要領の定めるところによる。

（同一融資の融資限度額）

第６条　別表１の融資限度額欄に別段の定めのない場合、既にいずれかの融資を受けているときの当該融資を受けることができる融資限度額は、当該融資限度額と既融資残高との差額とする。

（一企業融資最高限度額）

第７条　一企業が融資を受けることができる最高限度額は、60,000 千円とする。（事業活性化支援資金の事業承継支援融資、新分野進出支援融資、海外展開支援融資、成長やまなし応援融資及び企業立地促進融資、特定産業振興資金、経営安定資金の経済変動対策融資及び経営力強化支援融資並びに環境等対策資金については、別枠とする。）

（融資の申し込み）

第８条　融資を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、所定の借入申込書に別に定める書類を添付のうえ、関係機関を経由して、産業振興課に提出しなければならない。ただし、協会の保証を条件とする融資（以下「保証付き融資」という。）については、金融機関へ申し込むものとする。

２　前項の規定にかかわらず、経済変動対策融資（協会の保証付きのものに限る。）については、関係機関所定の借入申込書により、金融機関へ申し込むものとする。

３　融資の申込金額は、千円単位とする。

４　融資申し込みの受付期間は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（施設・設備の融資対象）

第９条　施設・設備の融資の対象は、別表１の融資条件欄に別段の定めがある場合を除き土地取得のための資金は対象外とし、融資申込時において、着工前又は設置前のものであり、かつ、融資の決定がされた日の属する年度内に着手するものであること。

（利率）

第 10 条　利率は、協会の保証を条件としない場合、協会の保証付き融資について協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度の対象となる場合（以下「責任共有」という。）及び協会が金融機関の融資額の全部を保証する場合（以下「全部保証」という。）に区分し、別表１のとおりとする。

（据置期間及び償還方法）

第 11 条　別表１の融資条件欄に規定する１年以内の据置期間は、貸付実行日から起算するものとす

る。償還方法は、元金均等割賦償還とし、割賦返済の細部については、金融機関の定めるところによる。

（融資の決定及び通知）

第 12 条　県は、第８条の規定による申込書を受理したときは、その内容を調査して融資の可否を決定し、申込者及び関係機関に通知するものとする。

２　保証付き融資については、前項にかかわらず、協会による保証の可否の決定をもって融資の可否の決定に代えるものとし、協会の保証決定通知をもって申込者及び金融機関への通知に代えるものとする。

（貸付け）

第 13 条　金融機関は、前条第１項の融資の決定がされた日又は同条第２項の保証の決定がされた日の属する年度の属する年度内に貸付を行うものとする。

（完成報告）

第 14 条　この資金の貸付を受けたもの（以下「借受者」という。）のうち、設備資金の借受者については、当該施設・設備の設置又は工事が完了したときは、別に定める完成報告書を関係機関経由で完了後 10 日以内に産業振興課に提出しなければならない。ただし、保証付き融資についての完成報告書については、協会へ提出するものとする。

（計画の変更）

第 15 条　設備資金の借受者は、借入申込書記載の設備の変更をしようとするとき又はその他重要な処分をしようとするときは、あらかじめ金融機関の意見を求めたうえで、県の承認を受けなければならない。

（報告及び調査）

第 16 条　県は、協会、金融機関及び借受者に対し、必要に応じ報告を求め又は提出書類の内容について調査することができる。

２　県は、協会に対して、保証付き融資について、随時検査を行い、報告を求め、又は決定に関し必要な指示をすることができる。

３　金融機関は、年度末融資残高を別紙様式により毎年４月末日までに報告するものとする。

４　申込中小企業者が中小企業信用保険法第２条第５項第５号に規定する特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が 1,250 万円以下であるとき又は保証期間が１年以内であるときはこの限りでない。

（繰上げ償還）

第 17 条　県は、金融機関及び借受者がこの要綱の規定に違反したときは、協会又は金融機関に指示

して預託金の引き上げ又は貸付金の繰上げ償還をさせることができる。
2　既往融資の借換を行う場合、貸付金を既往融資の返済に充てなければならない。

（借換の実施）

第 18 条　既往融資の借換は、別に定めるところにより行うことができる。

（融資条件の変更）

第 19 条　この要綱に定める融資に係る融資条件の変更については、融資を受けている者からの申し込みがあった場合、別に定めるところにより行うことができる。

附　　則

1　この要綱は、昭和 62 年４月１日から実施する。
2　平成 10 年６月１日現在において連鎖倒産防止融資、不況業種対策融資及び特別経営支援融資の借受者については、第 11 条に規定する据置期間のほか新たに据置（以下「償還猶予」という。）期間を設定することができるものとする。
3　償還猶予期間は、猶予決定日から起算して、１年以内とし、当該期間中に第 11 条に規定する据置期間が含まれる場合は、これを償還猶予期間とみなすものとする。
4　償還猶予を受けようとする者は、平成 10 年６月１日から平成 10 年７月 21 日までに融資実行金融機関に償還猶予の申請をしなければならない。
5　この附則の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　　則

この要綱の一部改正は、昭和６２年７月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、昭和６２年１０月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、昭和６２年１０月８日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、昭和６３年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成元年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成３年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成３年７月１１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成４年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成４年１１月２日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成４年１１月１６日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成５年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成５年１０月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成６年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成７年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成７年４月１２日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成７年６月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成７年７月３日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成８年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成８年１１月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成９年３月３日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成９年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成９年１２月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１０年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１０年６月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１０年６月５日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１０年１０月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１１年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１１年８月２日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１１年１２月３日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１２年４月１日から実施する。

附　　則

1　この要綱の一部改正は、平成１２年８月１日から実施する。

2　改正後の要綱の規定は、平成１２年８月１日以後に提出された融資の申し込みについて適用し、平成１２年７月３１日以前に提出された融資の申し込みについては、なお従前の例による。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１２年８月１４日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１３年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１３年６月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１３年６月１１日から実施する。

附　　則

（融資条件の変更）

1　第５条（融資条件）及び第１１条（据置期間及び償還方法）の規定にかかわらず、既に受けている融資にかかる条件変更の申し出があったものについては、別に定めるところにより、償還期間の延長及び償還猶予のいずれか、又はその双方を行うことができる。

2　この要綱の一部改正は、平成１３年１２月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１３年１２月２０日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１４年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１５年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１５年７月１４日から実施する。

附　　則

（同一融資の融資限度額の取扱い）

1　第７条における経営再生支援融資の限度額は、経営支援緊急融資Ｃ型の融資残高との差額、経済変動対策融資の限度額は、連鎖倒産防止融資、不況業種対策融資、経営安定化特別融資及び為替変動対策融資の融資残高との差額、新分野進出支援融資の限度額は、事業再編支援融資及び新事業開拓支援融資の融資残高との差額とみなす。

２　この要綱の一部改正は、平成１６年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１８年１月３０日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１８年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１８年１２月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　　則

１　この要綱の一部改正は、平成１９年７月２日から実施する。

２　改正後の要綱の規定は、平成１９年７月２日以後の申し込みについて適用する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１９年８月７日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成１９年１０月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２０年１月１１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２０年２月２６日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２０年１０月３１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２１年４月２７日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２１年６月５日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２１年７月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２１年１０月１３日から実施する。

附　　則

１　この要綱の一部改正は、平成２１年１２月４日から実施する。

２　改正後の要綱第１８条の規定は、平成１３年１２月１日付け改正附則第１項の規定にかかわらず、平成２１年１２月４日以後の申し込みについて適用する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２２年２月１５日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２３年２月１７日から実施する。

附　　則

１　この要綱の一部改正は、平成２３年４月１日から実施する。

２　改正後の別表１の規定は、平成２３年４月１日以後に行われる中小企業信用保険法第２条第４項第５号の規定に基づく市町村長への認定申請について適用し、平成２３年３月３１日までに行われた中小企業信用保険法第２条第４項第５号の規定に基づく市町村長への認定申請については、なお従前の例による。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２３年４月８日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２３年５月２３日から実施し、改正後の要綱第１６条第４項の規定は、平成２３年６月１日以後の保証受付分について適用する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２３年７月１２日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２３年１０月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２５年９月２０日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２６年２月２６日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２６年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２６年１０月１日から実施する。

改正後の要綱の規定は、平成２６年１０月１日以後に提出された融資の申し込みについて適用し、平成２６年９月３０日以前に提出された融資の申し込みについては、なお従前の例による。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２７年７月２７日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２７年１１月６日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成２９年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和元年７月１０日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和２年３月２日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和２年３月１３日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和２年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和２年５月１日から実施する。

附　　則

１　この要綱の一部改正は、令和２年７月６日から実施する。

２　改正後の要綱の規定は、令和２年７月６日以降の保証申込受付分から適用する。

附　　則

１　この要綱の一部改正は、令和３年２月１日から実施する。

２　改正後の要綱の規定は、令和３年２月１日以降の保証申込受付分から適用する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和３年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和３年６月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和４年３月４日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和４年９月８日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和５年１月１０日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和５年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和６年１月２５日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和６年３月１５日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和６年７月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和６年１１月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和６年１２月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和７年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和８年３月９日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和８年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和８年５月１８日から実施する。

附　　則

この要綱の一部改正は、令和８年１１月２日から実施する。

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
事業活性化支援資金	中小企業者の前向きな取組みを支援し、事業活動の活性化を図る。	**（事業促進融資）** 法第2条第1項に規定する中小企業者	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 5,000万円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて5,000万円	2.5% 保証付 （責任共有2.4%）	設備資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（小規模企業サポート融資） 法第2条第3項第1号から第6号に規定する小規模企業者で、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2,000万円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて2,000万円	全部保証2.0%	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。）	原則として無担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（小規模企業強化融資） 法第2条第3項に規定する小規模企業者	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2,000万円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて2,000万円	2.1% 保証付 （責任共有2.0%）	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（起業家支援融資） 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの 女性・若者・シニア支援枠 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの 移住者支援枠 新規に開業しようとする者又は新規開業して5年未満の者で、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会等の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 3,500万円 運転資金 3,500万円 １企業限度額 あわせて3,500万円	全部保証1.8% 全部保証1.6% 全部保証1.5%	設備資金 １０年以内 （１年以内（別に定める要件を満たす場合は３年以内）の据置を含む。） 運転資金 １０年以内 （１年以内（別に定める要件を満たす場合は３年以内）の据置を含む。）	担保は不要 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 別に定める要件を満たす場合は保証人は不要 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
事業活性化支援資金		**（事業承継支援融資）** 法第2条第1項に規定する中小企業者等であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの １　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく知事の認定を受けたもの ２　事業承継・引継ぎ支援センター又は専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行するもの ３　合併、営業譲渡又は株式取得により事業資産及び経営権を承継するもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 5,000万円 １企業限度額 あわせて1億円	1.8% 保証付 （責任共有1.7%）	設備資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（新分野進出支援融資） 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの １　他の業種に転換しようとするもの ２　品種転換をしようとするもの ３　経営を多角化しようとするもの ４　営業譲受等により事業の拡大及び再構築を図ろうとするもの ５　デザイン及び新技術・新製品等の研究開発並びに企業化等を図ろうとするもので、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書、中小企業団体中央会、県の試験研究指導機関等の意見書及びやまなし産業支援機構の債務保証に基づく必要な資金とする。	設備資金 8,000万円 運転資金 3,000万円 １企業限度額 あわせて8,000万円	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（海外展開支援融資） 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、海外直接投資を計画・実施しており、将来的に県内での事業規模や雇用の維持・拡大を目指すもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 2億円 運転資金 5,000万円 １企業限度額 あわせて2億円	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（成長やまなし応援融資） 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの １　生産性向上に関連する認定等を取得するなどしているもの ２　働き方改革に関連する認定等を取得するなどしているもの ３　成長分野に関係する事業を営むもの ４　ＳＤＧｓの取組を推進しようとするもの	設備資金 運転資金 ただし、成長分野に関係する事業にあっては商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて1億円	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		賃上げ特例枠 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて1億円	1.7% 保証付 （責任共有1.6%）			
		（企業立地促進融資） 次のいずれかに該当するもの １　県内の工業団地等に立地しようとする企業で1年以上事業実績があり、法に規定する特定事業を行うもの ２　県外から県内に事業所等を移転しようとする事業者で、1年以上の事業実績があり、別に定める要件を満たすもの	設備資金 （土地取得費を含む） ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 5億円	1.1% 保証付 （責任共有1.0%）	設備資金 １０年以内 （３年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
特定産業振興資金	特定の産業の育成及び振興を図り、事業活動の活性化を図る。	法第2条第1項に規定する中小企業者で、次に掲げる融資の対象となるもの						
		（医療機器関連産業支援融資） 医療機器・介護機器関連分野に関係する製品（関連する部品を含む）の研究開発、製造又は販路開拓を行うもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて1億円	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		（観光産業振興融資） 地域資源や「やまなしブランド」を活用する観光関連産業の中小企業者で収益性の向上を図るもの	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて1億円	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
経営安定資金	中小企業者の事業活動に必要な資金繰りを円滑にし、経営の安定化を図る。	**（経済変動対策融資）** 法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの					金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		連鎖倒産防止関係 取引先企業の倒産等により連鎖倒産のおそれのあるもの	運転資金	運転資金 8,000万円	償還期間５年以内の場合　1.9% 保証付 （責任共有1.8%、全部保証1.6%） 償還期間５年超10年以内の場合 2.1% 保証付 （責任共有2.0%、全部保証1.8%）	運転資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		不況業種対策関係 法第2条第5項第5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けたもの	運転資金	運転資金 5,000万円	償還期間５年以内の場合　1.7% 保証付 （責任共有1.6%） 償還期間５年超10年以内の場合 1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	運転資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
経営安定資金		経営安定化特別関係 経済的環境等の変化により一時的に売上の減少による業況悪化等をきたしている中小企業者で、別に定める要件を満たすもの	運転資金	運転資金 2,000万円	2.0% 保証付 （責任共有1.9%）	運転資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		経営環境変動対策関係 次のいずれかに該当するもの 1　最近3か月間の受注量又は売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの 2　原油・原材料高により、最近3か月間の売上高に対する売上原価若しくは販売費及び一般管理費の割合が前年同期に比べ増加しているもの	運転資金	運転資金 5,000万円	償還期間５年以内の場合　1.9% 保証付 （責任共有1.8%） 償還期間５年超10年以内の場合 2.1% 保証付 （責任共有2.0%）	運転資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		中東情勢対応枠 次のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすもの 1 最近3か月間の受注量又は売上高が前年同期比で15%以上減少しているもの 2　原油・原材料高・資材等の不足により、最近3か月間の売上高に対する売上原価若しくは販売費及び一般管理費の割合が前年同期に比べ5%以上増加しているもの			償還期間３年以内の場合　1.7% 保証付 （責任共有1.6%） 償還期間３年超５年以内の場合 1.9% 保証付 （責任共有1.8%） 償還期間５年超10年以内の場合 2.1% 保証付 （責任共有2.0%）			
経営安定資金		経済危機・災害復旧関係 次のいずれかに該当するもの 1　法第2条第5項第4号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けたもの 2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づく指定地域内において、事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けたことについて市町村長から証明を受けたもの 3　大規模な経済危機又は災害等により、法第2条第6項で定める特例中小企業者として市町村長から認定を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 １企業限度額 あわせて5,000万円 ただし、融資対象の１から３のうち、複数に該当する場合は、該当する数を限度額に乗じた額を限度額とする。	全部保証1.7%	設備資金 １０年以内 （１年以内（融資対象の３にあっては２年以内）の据置を含む。） 運転資金 １０年以内 （１年以内（融資対象の３にあっては２年以内）の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
経営安定資金		東日本大震災復興関係 次のいずれかに該当するもの １　特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2号に定める市町村をいう。以下同じ。）内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたもの ２　平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有するもの ３　特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、別に定める要件を満たすもの	設備資金 運転資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 １企業限度額 あわせて3,000万円	全部保証1.7%	設備資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。） 運転資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。）		
		（経営再生支援融資） 別に定めるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 １企業限度額 あわせて5,000万円	責任共有2.4% 全部保証2.4%	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		（経営力強化支援融資） 金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	設備資金 １億円 運転資金 １億円 １企業限度額 あわせて１億円	責任共有1.9%	設備資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。） 運転資金 ５年以内 （１年以内の据置を含む。） 保証付きの既往借入金を借り換える場合 １０年以内（１年以内の据置を含む。）		

別表１

資金名	目的	融資対象	融資条件					金融機関
			資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	
環境等対策資金	ひとに優しい環境づくりを推進するとともに、雇用の確保対策を講じる中小企業者を支援し、雇用促進を図る。	法第2条第1項に規定する中小企業者で、次に掲げる融資の対象となるもの						
		（環境対策融資） 別に定める要件を満たすもの	設備資金 ただし、商工会議所・商工会等の診査書等に基づく必要な資金とする。	設備資金 5,000万円	2.2% 保証付 （責任共有2.1%）	設備資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 必要に応じ保証協会の保証をつける。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協
		山小屋等トイレ整備関係	設備資金	設備資金 5,000万円		設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		産業廃棄物処理対策関係	設備資金 運転資金 ただし、商工会議所・商工会の診査書に基づく必要な資金とする。	設備資金 ２億円 運転資金 2,000万円 １企業限度額 あわせて２億円		設備資金 １０年以内 （２年以内の据置を含む。） 運転資金 ７年以内 （２年以内の据置を含む。）		
		脱炭素枠 次のいずれかに該当し、別に定める要件を満たすもの 1　代替フロン、脱フロンのための設備整備を行うもの 2　EV、FCV、低排出ガス車に認定された自動車を購入するもの 3　省エネルギー、再生可能エネルギーに資する施設又は設備の整備を行うもの	設備資金	設備資金 5,000万円 （融資対象の３にあっては１億円）	1.9% 保証付 （責任共有1.8%）	設備資金 １０年以内 （１年以内の据置を含む。）		
		水素エネルギーシステム活用枠 水素エネルギーシステムを活用した施設・設備の整備を行うもので、別に定める条件を満たすもの		設備資金 １億円	1.1% 保証付 （責任共有1.0%）			
		（福祉のまちづくり推進融資） 福祉のまちづくりを推進するもので別に定める要件を満たすもの	設備資金 ただし、事業計画の確認に基づく必要な資金とする。	設備資金 3,000万円	2.2% 保証付 （責任共有2.1%）	設備資金 ７年以内 （１年以内の据置を含む。）	金融機関又は保証協会の定めるところによる。 保証協会の保証付きとする。	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 ＪＡ山梨信連 各農協

但し、事業者選択型経営者保証非提供制度により経営者保証を非提供とする場合の申込人資格要件等は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。